

tem of Health Insurance (Na kakim osnov-
ima graditi novi sistem Zdravstvenog osig-
uranja), *Socijalna politika*, No. 12, 1967,
pp. 1103—1114; No. 108, '68.

健康保険団体(約5万人の被保険者を包摂している)に対して第1番目のグループの経費を調達し、かつある財政的負担を直接に使用者に移すように、権限を委託する方が望ましいであろう。これについて、二者択一の可能な方法があり、1つは予防にかんする支出のうち10%から20%を使用者に移すことであり、他の1つは疾病給付の支出もしくは疾病期間のうち当初の10日から30日間にわたる期間の医療費の10%から30%を使用者に移すことである。地方保健団体(25万人)は、第1～第4グループと第5グループにおけるある主要な危険に対する経費を調達すべきである。健康保険基金連合は第5グループの主要な危険に対する経費だけをまかなうべきである。下級管理機関の経費に対する上級管理機関の参加は、一時金の移転によって、または所定の支出部分をカバーすることによって調整される。

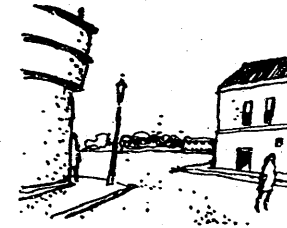
保健支出に対する被保険者の関心は、経済的な性格よりも、むしろ感情的な性格の判断によって決定される。したがって、自立的な

組織に被保険者の与える影響を増加させることは、各人に保健支出に対する接近に、被保険者自身の拘束を強要するようになる。

What Should be the Basis of the New Sys-

失業保険と女子勤労者

Margaret M. Dahm (アメリカ)



本稿には、アメリカ合衆国の失業保険法による女子勤労者と妊娠中の取扱いが、述べられている。

全労働力のうち、女子勤労者は30%以上を占めているが、経済活動の維持に対する彼女らの重要な役割は、彼女らが働いている期間だけ承認されているようである。彼女ら女子勤労者は、就労中に一時的な利益だけをもつものと考えられ、したがって、彼女らが失業者となるや否や、失業保険では保護されていない。女子が働く必要はないという議論は、

見当違いであり、かつ真実でもない。失業保険は、各人のニードにもとづくものではなく、過去および現在の労働力の状態にもとづいて決定された権利をもつある保険制度である。女子のもっている家族への責任は、男子よりもより以上にしばしば労働力の戦列から離れたり、また再び参加したりすることを当然に必要としている。多数の失業保険法は、主として、妊娠中の女子や家族に責任をもつ女子に対して、特殊な資格喪失の条件を設けて、女子を差別する規定を含んでおり、また

扶養家族に特殊な追加手当を必要とするものとして、女子を差別する規定が加えられている。この制限は各種の方法で実施されている。ある妊娠中の女子は、必要な期間の間に仕事を休もうとするかも知れないし、また、使用者は仕事を休むことを要求するかも知れない。しかし、使用者はそのような場合に、給付に対する負担の支払いをしばしば不愉快に思う。したがって、使用者たちは、このカテゴリーに属する女子勤労者の雇用を、回避するかも知れない。これらの問題を避け、批判に応えるために、38州は妊娠中の母親の受給資格取得を決定する規定を採用してきた。妊娠中の女子に対して、38州で実施される、このような失業給付の資格喪失条件が表示されているが、この表に示される各州の規定は、かなり異なっている。しかし、それらの規定は、各人の労働能力、労働可能な状態、もしくは、積極的な求職の努力に関係なく、給付の支給を否定している点では、共通面をもっている。12州は分娩前の1週から4カ月にわたる期間、分娩後の4週間から3カ月にわたる期間に対して、給付の支給を拒否してい

る。運営上では、定一率の期間が最も安全である。たとえば、その期間が8週間、つまり分娩前の4週間、分娩後の4週間であれば、労働能力と労働可能な状態という通常の基準により支払われない2、3の給付は、相対的に否定されるであろう。その期間がより長ければ、労働可能な状態にあるにもかかわらず、仕事の欠如から仕事を失ってしまった女子に対する諸給付が、否定される例は、ますます多くなるであろう。若干の州は、妊娠中の女子をすべて同一に取り扱う不平等を承認してきたし、女子勤労者が自発的に仕事を離れるか、あるいは離れるように要求されたか、もしくは、当人が自立しているか、あるいは当人の家族をも扶養しているかによって、資格喪失の条件が異なる。しかし、そのような方法は、管理上の判断についての諸問題を含んでいる。

当初では、ほとんどすべての失業保険法は、仕事を離れる労働者を正当と判断し、かつ他の仕事を発見できないならば離職者に給付を支払う、という各人の個別的环境を認め

ていた。しかし、22州は家庭上の理由で職を離れる労働者は、再び雇用されるまで、給付の受給資格を喪失するように修正してきた。

11州では、扶養家族に対して、追加的な失業保険支払いが行なわれるが、この追加的給付は女子に対して行なわれるよりも、男子の申請にかかわる給付の方がより大きい。一般に、扶養家族手当は受給申請者により、完全に扶養されている無職の配偶者と女子に対してのみ支払われる。女子の賃金は、通常では、夫の賃金より低いので、女子の賃金が基本的には家族の扶養になっているとしても、主として扶養されるという資格取得条件は、働いている多数の主婦を排除している。女子に対しては、彼女らの差別を規定する他の方法が設けられている。ネヴァダ州の法律は、無職の主婦を扶養家族として認めているが、しかし、夫は年齢もしくは廃疾のために労働不能な場合にのみ、扶養家族としている。マサチューセッツ州では、夫が完全な労働不能の場合にのみ、妻は子女を扶養家族として申請できる。扶養家族手当を受給するために

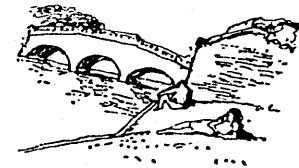
Unemployment Insurance Review, No. 2,
February, 1968, pp. 6—10, 2 Tables; No.
135, '68.

委員会をもっており、したがって、1967年の
勧告は、初期段階よりもより以上に検討され
ているかも知れない。

Unemployment Insurance and Women,

社会保障法概念の理解について

V. S. Andreer (ソ連)



は、母親は、当人が事実上半分以上家族を世
話してきた、ということを実証するように要
求される。女子は離婚した夫の子女養育不履
行にもかかわらず、扶養家族手当を拒否され
るし、あるいは、子女が社会保障法による遺
族給付を受給しているために、女子は扶養家
族手当を拒否されてきた。これらすべての規
定のもつ一般的な必然的結果は、扶養家族手
当を規定する州では、それらの手当が男子申
請者の約51%に、また、女子申請者の5%に
支払われているということである。

1963年に、女子の立場にかんする大統領の
委員会によって、ある委員会が設けられ、そ
の委員会により、女子を差別する失業保険に
対して、勧告が行なわれた。しかし、差別を
規定している州は、わずかながら増加してき
た。1963年勧告に含まれたより強い説明は、
1967年の社会保険・租税業務推進団による同
意を得たが、この組織は女子の地位にかんす
る恒久的な市民の諮問委員会に助言を与える
ために設けられたものである。現在ではほと
んどいずれの州も女子の地位にかんする諮問

本稿には、1966年にプラハの法学部 Facu-
lty of Law in Prague で行なわれた科学的な
社会保障セミナーで述べられた幾つかの意見
について、若干の意見が述べられている。

このセミナーでは、次に示す事柄について
意見が述べられた。すなわち、それらは資本
主義国の社会保障と社会主義国の社会保障に
かんする相違、ソ連における社会保障の意
味、法律の特殊な一部門として扱われる社会
保障であった。資本主義による社会保障の基

本原則と形態は、労働力が商品であるという
事実によって決定され、また、社会保障の必
要性は、他の商品のように、労働がその有効
性を失うかも知れない、という事実から生ま
れている。資本主義国家は、支配階級の利益
を護りながら、プロレタリアによる階級闘争
の圧力によってのみ、社会保障を発達させ、
資本家によって支持されるように経費を最小
にすることを目ざし、かつ、社会保険の負担
を労働者階級に負わせている。社会保障は私
的保険の線と同一の線に沿って発達し、ま